

## 1 処分場の埋立年数について

事前質問の「処分場の運用が17年間で終わるということを広報にて約束してほしい」との要望にたいする一部事務組合の「将来的な別の新たな処分場の建設は、各町村の財政負担を大きくすることになるので、当処分場の運用年数については今後の埋立状況などを見ながら、適切な時期に各町村全体で協議して検討する」との回答に対し、委員（A委員）から、「処分場の計画時に一部事務組合から埋立年数は17年間である説明されたが、この期間が経過した後についてどう考えるかは、関係町村が協議をして今後検討するという話であった。しかし、八丈島処分場を建設するにあたり、私たちは町長室に行き、大島処分場が現状にあるなかで、八丈島になぜ並列で造らないといけないのか？ 財政負担的にも大きなものがかかることを訴えたら、「いや、それは大丈夫だ」ということで建設された今までの経緯があるが、それがなぜ突然今頃になって、財政負担を理由に延長という話なのか？ そうであれば、初めから大島処分場を使ってある程度目途が立ってから、次に八丈島でも良かったと思うが、一部事務組合は説明会で、私たちに「今回建設できなければ、今後、八丈島では処分場は造れないかもしれない」と公にし、その結果、この処分場は建設された。話の内容がだいぶ変わっていると思うが、その中で17年間を私たちは止むを得ず引き受けたはずなのに、ここに来て、こういう話はないのではないか」との意見があった。

これに対し、一組委員から、「当初計画では、当時のごみ排出量等から、49,500立米を満杯にする場合、17年間で満杯になると住民に説明したと思う。その後、ごみ排出量の抑制やリサイクル等も進んでおり、先ほどのグラフのように一直線で17年を使い切るということではなく、現在でも10パーセント程度の埋立量であり、今、この場で、17年で終了するという話ではない。島は財政が非常に厳しい自治体であり、これからまた作るとなれば、もっとお金がかかるかもしれないし、環境に大きく負荷を与える施設であることは間違いないし、建設場所についても、八丈島も大変だったが、なかなか難しいものがある。また、税金の有効な使い方として「まだ使える処分場であれば、それは使ってください」ということで各町村長も同様に判断されるであろうと思う。今の時点で「では何年間使うのか？」と問われても、それはこの場で明確には答えられない。リサイクルが進むかもしれないし、逆かもしれない。ただ、人口減少でごみが増えるとは考え難いので、有効にできるだけ長く使いたいとは思っている」と発言があった。

これに対しA委員から、「大島処分場は20億円まではかかっていないが、八丈島は、最初、議会で屋根付き処分場を作ろうとしていたが、その後、お金がかかり過ぎるから無理だということになったのに、実際は、20億円の予算が、7億円の地盤改良を含めて、27億円まで膨らんだ経緯がある。27億円あれば、最初に議会で進めていた屋根付きの雨の心配のない処分場を造ることも可能だったが、それでもこの場所に造らなければいけないとのことで、この施設の建設が始まった。その中で私たち島民も、それではその処分場の中のごみを少なくし、なるべく環境負担を少なくしようと。そういうことでごみのイベントなどを行って、ごみの削減も始めたし、婦人部の皆さん達は生ごみを減らそうとのことで、全島民に声を掛け、コンポスト普及なども含めて、わが家も使っているが、そういう話もあり、町の補助金を使ってまで紙のリサイクルも始めた。そういうかたちで、私たち島民で行動してきたことをまるきり裏切るような話だと思う」という意見が表明された。

これに対しては、別の委員（B委員）から、「7億円が増えたのは地盤改良をしたためである。27億円もあれば屋根付きの処分場ができたというが、屋根付きの処分場で地盤改良をしたら、もっと増えるのではないか。また、今の処分場が17年以上使えるかもしれないということがどうして困るのか」という意見があり、これに対し、A委員から、「最初の計画はここではなく別の場所だった。27億円あれば、別の場所に屋根付きの雨の心配のない処分場を造ることも

可能だった。また、環境省ホームページでは処分場の指針として、埋立処分量に関する事項で「計画する埋立処分を行う期間は15年程度を目安として」と記載されており、それを受けて、八丈処分場は、八丈町、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村のごみも入れて17年間としたと思う。今、17年で納得している部分を、さらに延長するというのは、では環境省の意向に対しては無視しているのかと感じる。また、遮水シートは50年程度の耐久性があるというが、メーカーが50年間保証するとか、この遮水シートを50年間使用したという結果はない。その中で、ではどれくらい安全なのかというのは未知数で、環境省は「処分場は15年程度を目安として計画を」としており、それを今、17年も使っていないのに、さらに延長を今から考えるというのはおかしい話だと思う」との発言があった。

また、B委員から、「これからどんどん埋める量が増えていって17年以上使うのは心配というのと、そんなに埋める量が増えていないのに17年以上使うのは心配なので止めるというのでは、随分質的に違うのでは？」という疑問に対し、A委員から、「八丈島処分場は一昨年、雨でプール状態になった。去年は土砂崩れもあり、この処分場は関係ないとのことだったが、10数メートルにわたり多いところでは4メートルくらい削られている。処分場自身が八丈島でも特異な自然環境のところに作られており、処分場を造った五洋建設も言っていたが、「私たちは全国で処分場を造ったが、ここは処分場に適した場所ではない」ということを踏まえれば、これまでの処分場ではないことが行われ、現実としていろんな現象が現れている。そのなかでも、八丈処分場では、遮水シートに水たまりがあることが挙げられる。私も毎月は来ていないが、年に1、2回来たときに見ると、処分場内に雨水が貯まっている。一部事務組合は、貯まった水は浸出水となり、ほとんど雨水はなくなっているというが、水たまりが残っている。そういう処分場であると、一般的な考え方として、なかの状態も普通の処分場とは違うものと思われる。一般の処分場よりもさらに疲労度が進んでいると考えている。そして、それによってどこに負担がかかるかという、遮水シートだ。その辺がいちばん心配するところでもあるし、八丈島ならではの運営マニュアル、使い方みたいなものを検討していかない。昨年も、「環境省の指針には、処分場の水位を50センチ以下にしなければいけないというルールがあるが、そういうことも常時観測しているのか？雨が降るたびに、すぐ流れないで50センチくらい雨水がたまっていたとしたらどうなるのか」と質問したが、この運営協議会では「それは問題ないから大丈夫」と終わってしまう。でも、そういうふうに八丈処分場は他の施設にほかに比べて自然環境が厳しい場所に建てられ、疲労度が高いことを私たちがきちんと把握し、話を進めていかないと、ただ、灰が少ないから大丈夫ではないのだということを理解しなければいけないと思う」との発言があった。

以上の議論を受け、一組委員から、「いろんな論点が出たが、技術管理者として話させてもらうと、環境省の15年というのはシートの耐用年数から出てきた数字ではなく、ごみ処理基本計画のような上位計画が15年くらいの計画期間で作られているものだから、それに合わせて作る必要があるというだけの話である。また、15年しかシートが持たないなんて研究結果はない。現実には、新しい基準になって造られた処分場で、何らかの事故や工事の施工ミス等が原因でシートの漏水があったことは把握しているが、八丈処分場についてはそういうことはないし、何もせず自然に知らないうちにシートに穴が開いたということではなく、今まで一部事務組合で把握している限りそのような例は聞いたことがない。理論的研究ではシートの主な劣化要因は紫外線だが、それを遮断すれば理論的には半永久的に持つし、紫外線以外に原因があったとしても少なくとも100年は持つという研究論文もある。ただ、実際は新しい基準になって100年も使っている処分場はないから、理屈的にはそうかもしれないが、実際は違うのではないかとわれればそうかもしれない。だが、そういうことも考えて、処分場ではシートの点検もしているし、もし何か問題があれば、最新技術を使って対応することは技術的に考えているので、そういうことで理解してもらいたい。なお、念のために申し添えると、これは、遮水シートが100年持つと断言したということではない。そういう研究、見解もあるということ

であり、一組職員が「100年持つ」と言って、異動した後に違う職員が「実は50年位」などと言うと、また言っていることが違うと誤解されるので、あくまでそういう研究もあるということでご理解いただきたい。また、水たまりの件も、いわゆる運動場に水がたまっているのと同じことで、雨が降れば表面に水がたまってプール状にもなる。だからといって、運動場の排水が全てすべてまわっているというわけでもないはず。水たまりができていたからといって、処分場の集排水管が詰まっているのではなく、そのことは処分場の観測データからも裏付けされている」との説明があった。

最後に、委員（D委員）から、「双方が自説の正当性をそれぞれ言い合っており、かみ合うことはないと思う。ただ、私たちがこの問題に取り組む大前提は、飲料水を汚染させてはならない、この水がめをき損してはならないということから出発していると思う。先ほど（維持管理状況報告で）いろいろな汚染物の基準値がどうなっているかということが出され、それについてはその基準値以下であると言われている。それぞれが意見を言い合うのは、もちろん大事なことです。そういう批判なり指摘があることによって、執行部の一組側も、業者側も、姿勢がしゃんとするということだって、当然それは必要で大事なことだと思う。今日も事前質問があつて是正されたところもあるし、全体の共通認識になったところもあり、結構なことだと思う。ただ、議会の立場、町全体を見たとき、今5年の経過を経て、問題のある運営がなされているとは報告を受けていない。そういったことを考えたとき、この処分場を監視することを前提にしながらも、容認していくべきではないかと私は思う。また、議会の中で話されたことだが、前町長は4,000名の署名は尊重すると言っており、第三者機関をつくってくれということに関し、今の町長は協議会を基本にして、それが町と住民との間の重要なパイプ役であると。そこに期待し、第三者機関（の設置）や公害防止協定の締結はしないとされており、この協議会が住民に対して、安全性、安心性を担保する機関でなくてはいけないと思う。そうしたときに、この協議会の規則（要綱）が変わったので、これについても私は苦言を呈した。12人を15人にするとか、2分の1から3分の2にするということは非常に臨時協議会を開くハードルが高くなるわけだから、開かれたごみ行政を進めていく上では、なるべくこういう話し合いを1年に1回ということではなく、何かことがあったときには2分の1から3分の2にするということではなく、ハードルを高めるということではなくやっていくべきではないかというようなことも指摘したことがある。いずれにせよ、この協議会が町民と事業者側とのパイプ役であることを重々に承知し、運営を図ってってもらいたい」との意見があった。

これに対し、一組委員から、「委員の昔からの主張は、その時点で私どもも聞いており、その経緯も踏まえ、今の状況にもなっているので、当然、安心、安全に運営していくべき施設であり、この協議会は、大島もあるのだが、大島はこういう形であまり意見が活発に出ない。だから、私どもはここに来るときは結構、それなりに準備もしなければいけないし、緊張感を持ってやっている。それがいい刺激になって、きちんとしなければいけないということにもなっているので、今言っていたことも心に留め置き、今後も今までどおりに安全、安心な処分場の運営に努めていく」との発言があった。

## 2 ダイオキシン類の水質検査における異常値の検出について

委員（C委員）から、「（一部事務組合の行った水質検査の結果報告で、）浸出水の水質検査でダイオキシン類がたくさん出たというのがあったが、今までずっとダイオキシン類はないと言われていたので、やはりあるのかと思ったが、それについて、一組委員が、「それはいつもと違う状況で検査をしたら出たので、次からは出ないような採取をする」と発言したところが気になった。ダイオキシンの出ないような採取の仕方ではなく、出ても正しいことを表すように、処理する前の浸出水の状態では出ているが、処理が完了し、放流水として外に出すときはゼロになるというのが正しく、上澄み部分のもともたないものをきれいにしておいたというのは違うと思う。ないと言われると、逆にないわけではないと思うのだが。それなら、毎月きちんとかき

混ぜて出しながらかれいにするとか、その辺をやっていただきたい。上澄みのきれいなところだけというのもどうかと思った。一時的に高くなったというのは分かる。だから、一時的に高くならないように、いつもかき混ぜて常に排出して、下にたまらないようにはできないのか」という意見があった。

これに対し、一組委員から、「確かに泥が底に貯まった状態で、それをかき混ぜていっぺんに出してしまうと、ダイオキシン類の濃度が高くなるから、影響が出たものと考えている。ただ、そういう、普通はやらないようなことをやったため、その影響が数字に現れ、正常な濃度が測れなかったということをお先ほど説明したのである。だから、正常な運転状態で濃度がそこまで高くなったら、それはまた別の問題がある可能性があるので、調べてみることになるが、泥を貯めておくということ自体はあまり良くないから、常に掃除してもらうようにする」と回答がなされた。

### 3 八丈町におけるごみ減量化の取組みについて

一組委員が維持管理状況報告の中で行った、「人口比からすると三宅村の廃棄物受入量が八丈町に比べて多い」との報告を受けて、委員（C委員）から、「三宅の廃棄物受入量が八丈より多いというのはあり得ないと思っていたら、燃えないごみが結構混じっているということだったので、多分、完全に焼却されないから量が多いのかなと思ったが、その辺はどうなのかを教えてください」との意見があった。

これに対し、一組委員から、「三宅村からの受入量が最近、だいぶ多かったのはなぜかというと、実は数年（2、3年ほど）前に三宅村から受け入れた灰は、だいぶ固化しており、固化したものは受入基準で受け入れないことにしているが、そういう質が悪い灰が入ってきた。それで受入基準に適合していないので受け入れなかった時期が実はあった。その後、人が代わったりした関係で、三宅で保管していたものをもう一度ふるいにかけて細かくし、受入基準に適合するように調整した上で受け入れるようになったので、受け入れなかった時期に貯まった分が今こちらに来ている。それでここ2、3年は増えているという状況がある。それについてはそろそろ終わるので、また普通どおりに量は戻っていく」との説明がされた。これに対し同委員から、「それにしても多くないか」との疑問が挙がったので、一組委員から、「あと一番大きいのは、お金が相当かかるらしいが、八丈町は段ボールや紙を全部リサイクルに出している。だけど、三宅村とか他の島は、段ボールや紙を全て燃やしている。全部灰になるので、そういう意味でも多い」と説明があった。

さらに、B委員から、「私たちはごみ処理委員会をやっており、八丈町はこんなに一生懸命減らしていて、他島から来るのはこんなにたくさんあるから、もっと頑張って減らしましょうという良い資料と思っていた。これを使って八丈町はどんどん減っていることを知らせてよいか」との提案があり、一組委員から「もちろん！」と同意する発言があった。

### 4 遮水シートの破損の検知方法について

一組委員から「遮水シートの直下には地下水モニタリング管（地下水集排水管）があり、その周りは地盤改良により水をほとんど通さない層となっているので、地下水モニタリング管での出水状況を観察することにより遮水シートの破損が検知できる」との説明があったことに対し、委員（E委員）から、「シートの下は地盤改良したというが、その後、例えばこのシートが破れたとき、流れた水がどこに行くのかなどの実験した結果があれば教えてください。もし、実験していないのであれば、水がどこに行くのかはわからないでは？ また、地下水集排水管がない所のシートに穴があった場合、そこから漏れたとしても地下水集排水管に100パーセント入るのか？ それは実験の結果？」との質問があった。

これに対し、一組委員から、「実験はしていない。そもそも、地下水モニタリング管の周りは全部地盤改良して囲っている状態であり、実験といっても、まさかシートに穴を開けるわけに

もいかないので、事実上実験はできない。シートの直下に地下水集排水管があり、その管に向かって流れるように、シートの底面もつくってある。だから、シートに穴を開けたら、真っ先にそこに流れ込むのは、普通に考えれば分かることである。地盤改良土に溝を掘って、その溝の中に管を入れているので、他所から流れてきた水も、最後にはその溝の中に入るという考え方で、実験ではなく設計。実験はできない」と回答があった。

## 5 埋め立てた焼却灰の飛散防止対策について

委員（F委員）から、「先日大きな台風が来たが、台風の時風で埋め立てた燃え殻が巻き上がって、良からぬ影響を及ぼしたりするのではないかというようなことで、台風のときに特別な対策は取っていますか」との質問があった。

これに対し、一組委員から、「台風に限らず、ごみを埋め立てるときは埋め立てが終わった後に土を被せる。そうすると、土の中に入ってしまうから風が吹いても飛び散らない。さらに（袋を）開けるとき、埋めるときに既に飛び散る可能性があるから、必ず水をかけて飛び散らないようにして、作業員が吸い込まないようにしている。だから、ある程度水を含んだ状態で埋めて、さらにその上に土を被せる。なので、台風が来たときにごみが表にさらされているような状態になっていることは絶対ないと言える。要するにごみが直接、風にさらされるということはない。ごみの上に必ず土があって、全てのごみが土に囲まれている状況。だから、土が乾いて土ぼこりが上がるということはあるかもしれないが、台風ときは大抵雨が降っているから、それもないと思う」と回答があった。

## 6 埋立焼却灰中の異物の除去について

一組委員から、埋立作業では、埋立物に異物が混入していないかどうか、目視により確認して除去しているとの説明があったことに対し、委員（A委員）から、「念のための確認だが、焼却灰は来たときに、事業者の方が目視確認して、釘などが入っていた場合は除去するということが間違いないか？ それは確실히行った上で埋め立てをどう行うかということですね」との確認があり、これに対し、一組委員は「はい」と返答した。